

旭川市の事業者（飲食店等）の 皆さまへのお願い ※措置期間延長分

国による緊急事態宣言が延長となり、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、道では引き続き、旭川市内の飲食店等に対して休業等の要請を行うことを決定しました(※)。

対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法律第24条

※なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。
変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

■要請期間（延長分） 6月1日(火)から6月20日(日)まで

■対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

■要請内容

酒類又はカラオケ設備を提供(※1)する飲食店	休業(※2)	感染防止対策(裏面に記載)の実施
上記以外の飲食店 (宅配・テイクアウトを除く)	営業時間短縮(5～20時)	業種別ガイドラインの遵守
支援金(※3)	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業・個人事業者 1日あたりの売上高に応じて4～10万円 ●大企業 1日あたりの売上高の減少額に応じて最大20万円 ※支援金は店舗毎に支給します。	

※1：利用者による酒類の店内持込を含みます。

※2：お酒・カラオケの提供を取りやめる場合は、営業時間短縮（5時～20時）の対象です。

※3：支援金の単価については、裏面をご覧ください。

支援金の申請について

支援金については、下記の予定です。
決まり次第、順次、ホームページに掲載いたします。

■受付開始（予定）

決まり次第お知らせします

■支援金の単価

●中小企業・個人事業主

- ・4万円：1日の売上高が10万円以下
- ・4～10万円：1日の売上高が10万円を超え25万円以下(※)
- ・10万円：1日の売上高が25万円を超える

●大企業 1日あたりの売上高の減少額に応じて最大20万円

※令和元年又は令和2年6月の売上高 \div 30 \times 0.4（千円未満は切り上げ）

■申請方法

郵送にて受付予定。

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

次の感染防止対策を実施してください

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止
（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

【参考】業種別ガイドライン(内閣官房のページ)<https://corona.go.jp/prevention/>



○令和3年度感染防止対策協力支援金に関するお問い合わせ

■休業等に関するお問い合わせ

電話番号 011-330-8399（8:45～18:00、5月は土日も対応）※5月31日まで
011-350-7377（8:45～17:30、6月は土日も対応）※6月1日から

■申請に関するお問い合わせ（旭川市専用ダイヤル）※6月1日から7月31日まで開設

電話番号 011-330-8235（8:45～17:15、6月は土日も対応、7月は平日のみ）

■道ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>



■市ホームページ

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d073212.html>

